

日英銀行小史 1906～1913年

鈴木俊夫

「ヨーロッパのあらゆる岸辺からわれわれの心に打ち寄せてきたこの活気を与える波は、すばらしいものであった。しかし、われわれを幸福ならしめたものは、同時に、われわれがそれと気づかなかつたが、危険でもあった。」(シュテファン・ツヴァイク〔原田義人訳〕『昨日の世界』より)

<目次>

(序)

- (1) 日英銀行の設立
- (2) 設立目的
- (3) 営業活動の歴史
- (4) 結末

(序)

本論文では、これまで行ってきた政府外債発行による日本への外資導入の研究に引き続いて、¹⁾ 外国資本による民間部門への投資の問題を取り上げる。ロンドン金融市場では、アングロという連結語を冠し、特定国向けのビジネスに特化した英系海外銀行の事業形態がしばしばみられる。日英銀行 (Anglo-Japanese Bank) はその名前が示すように、イギリス資本による日本向けの銀行業務を行った金融機関である。²⁾ 同行は、日露戦後の日本投資ブームの申し子の存在として1906年に設立された。その活躍した時期は限られたものであったが、対日投資を媒介する役割を

(1) Toshio Suzuki, *Japanese Government Loan Issues on the London Capital Market 1870-1913* (London, 1994).

(2) 一種の信託事業として、諸会社とイギリスの資本家の間を介して株式の募集や社債の発行を行う機関、その一環として内地の現存の低価格の有価証券もイギリスに輸出した (外務省外交資料館 3-4-4-23、機密第3号、荒川から柱宛、1905年10月13日)。また『中外商業新報』明治38年7月8日、11月21日の記事も参照)。

果たした金融仲介機関の営業の実態を解明するには、有用な銀行といえる。³⁾

(1) 日英銀行の設立

外務省は、外交ルートを通じてロンドンにおける英系海外銀行である日英銀行設立の企画を察知していた。日英銀行成立の嚆は、1906年の3月末にはロンドン駐在の総領事荒川巳次のもとに届いていた。荒川は、国際的な経済問題とりわけ外資の導入⁴⁾や日露戦争時の膨大な外債の発行方法に関して⁵⁾、その卓越した見識を披歴した人物として知られる。彼の西園寺公望外務大臣に宛た電報は、日英銀行の目論見書が未だに発行されていないこと、取締役会のメンバーには著名な日本の財界人と英国の銀行家が名を連ねていること、銀行の性格は預金銀行であること、などを伝えていた。⁶⁾日本の金融界にも、早い時期から日英銀行の設立のニュースが流れていた。『中外商業新報』は、日本の財界の有力者の奨励による日英資本の合同による日英銀行創立の計画のあることを伝えた。⁷⁾さらに4月に入り、『銀行通信録』はロンドン発ロイター通信社電と時事新報電にもとづき日英銀行設立の企画を伝えた。これによれば、日英銀行設立の概要は次の通りである。同行の受権資本金は200万ポンドであるが、当面は100万ポンド程度の株式を募集する。100万ポンドの株式の半額を公募とし、他の半額を設立のために結成されたシンジケートに引き受けさせる。日英銀行の取締役会は日英両国人から構成され、本店がロンドン、支店が東京に各々設置される。同行は、東アジア地区に営業の重点を置く経営を目指すというものであった。⁸⁾

1906年5月中旬に至り、日英銀行の設立は現実のものとなった。すなわち5月15日に同行の登記が行われ、株式公募(public subscription)の目論見書がロンドン市中に正式に出回ったのである。ロンドン市シティのコーンヒル70番地に本店が設置された。5月18日に荒川総領事は大蔵大臣宛に、日英銀行が100万ポンドの株式を発行し、日本、朝鮮、極東地域におけるあらゆる種類の銀行業務を行う株式銀行として設立された旨を伝えた。株式は19日までに5日間公募され100万ポンドが市場で公募されたが、取締役たちは最低でも60万ポンドの確保を目指していた。また、そ

(3) このテーマに関しては、あわせて鈴木俊夫「明治期対日投資仲介機関の研究—英系投資会社の活動を中心に」(新保博編著『近世移行期における経済・社会・文化(仮題)』(中京大学経済学部附属経済研究所叢書 第3輯)(東京、1995年3月刊行)やToshio Suzuki, 'Baring Brothers & Co. and Japanese Private Railway Investments 1901-1906' in *Japanese Year Book on Business History*, vol. 11 (March 1995)を参照いただきたい。

(4) 外務省外交資料館3-4-4-23、機密第9号、1902年7月9日、荒川から小村宛。

(5) 機密第6号、1904年9月16日、荒川から小村宛の付属書(『日本外交文書』、37巻第2冊〔東京、1958年〕、173-176頁)。

(6) 外務省外交資料館3-3-3-27、No.108、1906年3月28日、荒川から西園寺宛。同時に *The Times*, 24 March 1906も参照。

(7) 『中外商業新報』、1906年3月29日号。

(8) 『銀行通信録』、41巻246号、629頁(1906年4月15日)。

の金額はすでにアンダーライティングされていた。⁹⁾ 公募の最終的な結果は最低募集額を20%上回り、72万ポンド程度に達したと伝えられているが、その真偽のほどは定かではない。¹⁰⁾ 先の60万ポンドのアンダーライティングは、2%のコミッションでサブ・アンダーライティングに出された。日露戦争後に極東地域におけるイギリス資本の投資仲介会社として設立をみたブリティッシュ・イースタン・シンジケートは、日英銀行の設立に関与し、サブ・アンダーライティングのコミッション22,000ポンドと18,000ポンドの設立費用を受け取ったのである。¹¹⁾ また、日本側のローカル・ボードの構成者とその関係者・知人達は10万ポンド程度出資したといわれている。¹²⁾ みられるように日英銀行は、日英合同とはいえ、大部分はイギリス資本による出資・設立であった。『中外商業新報』は、「日英銀行の盛況之を以て推知すべきなり」¹³⁾ と同行の将来への発展を大いに展望したのであった。

その後同年10月4日に至り、予定の株式100万ポンドが発行され、2度に渡る株式の分割払込が行われ、あわせて額面の10ポンドのうち半額の5ポンドが払込まれ、払込資本金額が50万ポンドに達したと報じられている。受権資本金200万ポンドとの差額の株式の発行は、開業後の営業状況を見てその実施を決める方針であった。¹⁴⁾ 日英銀行はロンドンに本店を有するイギリス法にもとづき設立された銀行であった。このため適切な業務対象を確保するために、日本国内に支店を設置する必要があった。同支店は11月30日に日本政府の認可を得て、横浜市山下町に開設の運びとなった。¹⁵⁾ 同行の株主宛に発された案内状は、日本における日英銀行の登記が完了したことにともないビジネスの用意が完全に調い、「すべては順調に進行し、事業の展開は有望である」という総支配人の言葉を伝えている。¹⁶⁾

日英銀行の取締役や顧問の名前が最初に明らかになったのは、1906年3月26日のタイムス紙上である。¹⁷⁾ 目論見書によれば当初任命された取締役は、ロンドンとローカル（日本）をあわせて8名で、これに第一銀行頭取渋沢栄一がローカル（日本）の顧問としてその名を連ねていた。ロンドンと営業の現場となる日本の「二重の取締役会」体制が定められた。「二重の取締役会」は、イギリスの多国籍企業にしばしばみられた。進出先の取締役会は現地の利害を代表し、ロンドンの取締役会は株式や債権の保有者の利害を代表した。ロンドンの取締役会の主な役割が実際の経

(9) 外務省外交資料館 3-3-3-27, No.174, 1906年5月18日、荒川から大蔵大臣宛。『中外商業新報』、1906年5月20日。

(10) 外務省外交資料館 3-3-3-27, No.185, 1906年5月26日、荒川から林宛。

(11) *Investors' Guardian*, May 19 1906, p.506.

(12) *The Statist*, 26 May 1906, p.954.

(13) 『中外商業新報』、1906年5月25日。

(14) 『銀行通信録』、42巻253号、633頁（1906年11月15日）。第1表から明らかのように、発行株式額は、60,000ポンドと思われる。

(15) 同上、42巻254号、766頁（1906年12月15日）。

(16) *The Statist*, 8 December 1906, p.1070.

(17) *The Times*, 26 March 1906.

當に当たる幹部の人選と企業の財務的ポジションの保全というところにあり、その経営権の行使は大きなものではなかったと一般に言われているが、英系海外銀行に関してはこの見方は当てはまらなかったと思われる。¹⁸⁾

取締役の氏名とその所属する会社（銀行）名は、次のとおりである。¹⁹⁾

ロンドンの取締役会

J. P. Smith	Union Bank of Scotland 取締役
J. MacAndrew	London Bank of Mexico & South America 取締役
W. B. Perceval	Union Bank of Australia 取締役
George de Reuter	Imperial Bank of Persia 取締役
H. Edlmann	Merchant Banking Co. 取締役
門野重九郎	大倉組ロンドン支店長

日本の取締役会（ローカル・ボード）

大倉喜八郎	大倉組頭取
浅野総一郎	東洋汽船会社社長

これに総支配人として、シロックパーン・フォックス（原語不明）の名前が目論見書に記載されていたが、実際に総支配人に就任するのは、東洋とロンドンにおける銀行実務に習熟したスキナー（J. M. Skinner）であった。また取締役のスミスも、本来の業務のため取締役会への出席が不可能となり辞任した。²⁰⁾ 彼を別にすれば、その他の取締役は英系海外銀行とマーチャント・バンクの取締役の兼任であった。マーチャント・バンクは証券の発行には関係を持つが、例外的な事例を別にすればマーチャント・バンクの重役が関係した会社の経営へ関与することは伝統的に希であった。²¹⁾ 1906年5月19日付の『インヴェスターズ・ガーディアン』誌は、大事業と銀行の経験を積んだアームストロング卿（Lord Armstrong）がシニアのメンバーとして取締役に

(18) H. Feis, *Europe The World's Banker 1870-1914* (New Haven, 1930 reprinted 1974), p.28 (柴田匡平訳『帝国主義外交と国際金融1870-1914』〔東京、1992年〕17-18頁)。

(19) 『東京経済雑誌』、53巻1336号、798-799頁（1906年5月12日）；1338号、890-891頁（同5月26日）。イギリス人の役職については、*Banking Almanac for 1906* (London) で確認した。ちなみに、取締役の資格は500ポンド以上の株式を有するものとなっている (*London Stock Exchange Official Intelligence*, 1907, p.421)。

(20) *The Anglo-Japanese Gazette*, February 1908, p.21. スミスの人となりについては R. S. Rait, *The History of the Union Bank of Scotland* (Glasgow, 1930), p.363参照。

(21) Feis, *op. cit.*, p. 8 (前掲邦訳、5～6頁)。

加わったことを報じた。²²⁾ だが、日英銀行頭取(Chairman)に就任したのはパーシヴァル(Westby Perceval)であった。彼はタスマニア植民地に生まれ、ニュージーランドで法律家としての教育を受けた。1892年にパーシヴァルは、ニュージーランド次いでタスマニアの自治領植民地代表者(Agent General)としてロンドンに駐在し、植民地向けの公債発行に腕を振るった経歴を持っていた。²³⁾

当然のことではあるが、日英銀行の事業的な成算は、日本における銀行事業展開すなわち融資や社債発行対象をいかに確保するのにかかっていた。銀行経営上、日本における有能な総支配人の選任は極めて重要な意味を持った。²⁴⁾ 当初日本支店総支配人はグリーン(原語不明)と伝えられていたが、同氏は辞退し、1906年8月初旬に前露清銀行ホンコン支店支配人ティラー(Ross Taylor)が任命された。1907年初頭には、日英銀行支店の開業が日本では噂されていたのである。²⁵⁾ 日英銀行に関しては従来みられた合弁事業とは異なり重役の権限は、日本人とイギリス人の間に全く平等に配分されると言われている。日本総支配人とローカル・ボードの歯車がうまく噛み合った時、日本へのイギリス資本の導入について日英銀行は大きな役割を果たすであろうと期待されたのである。大倉喜八郎、浅野総一郎、渋沢栄一といった日本の財界の有力者をローカル・ボードに配したことも、彼らの日本の産業や企業ひいては日本政府に対する大きな影響力を利用して、銀行の事業対象を確保しようとした意図が窺われるのである。渋沢に関しては、彼の日記が日英銀行への関与を断片的に伝えている。まず1907年8月17日大倉、門野取締役と日英銀行について談合したことが記されてくる。²⁶⁾ 次いで、翌1908年3月22日英国より来日した日英銀行重役某(頭取パーシヴァルのこと)と会見した事実がある。²⁷⁾ とはいえ、日記という性質上ビジネスの具体的な内容は詳らかにされてはいない。

(2) 設立目的

日英銀行の設立の目的は那邊に存したのであろうか。輸出手形の発行・割引や輸入手形の取り立てを行う東洋向けの為替銀行(Exchange Bank)としては、香港上海銀行、チャータード銀行、横浜正金銀行といった有力銀行が既に存在し、広範な事業を展開していた。日英銀行は、このような激しい競争下にある貿易金融の分野に参入しようと意図したわけではなかった。事実、1906年8月18日の株主総会でパーシヴァル頭取は、既存の金融機関が新しい競争者の出現を歓迎

(22) *Investors' Guardian*, 19 May, p.506.

(23) 自治領植民地代表者(Agent General)の役割については Suzuki, *op. cit.*, chapter 2を参照されたい。

(24) *The Statist*, 26 May 1906, p.954.

(25) 『中外商業新報』、1906年8月10日；『銀行通信録』、42巻251号、633頁(1906年9月15日)。

(26) 『渋沢栄一伝記資料』、別巻第一日記(1966年)、465頁。

(27) 同上、500頁。なお、第5巻、363-368頁も参照。

しないことを率直に認めている。²⁸⁾

日英銀行は、目論見書で「日本に於いては現在12余り重要な銀行ありと雖も主として内地商業上の機関たるに止まり未だ方今に於ける国家長足の進歩に必ずべき外国貿易上の銀行として見るべきなし」と、その設立の所以を唱い、主要な事業目的として、1) 政府発行の手形およびその他発行の商業手形の割引・買い入れ、2) 手形の取り立て、3) 預かり勘定の設定および保護預かり、4) 公債その他を担保とする当座勘定貸し、定期貸し、5) 不動産および商品抵当貸し付け、6) 市町村その他の公共団体に貸し付けをなす、を挙げている。²⁹⁾ 日英銀行の事業目的に関して、日英銀行自ら「本行は、横浜およびその他の条約で認められた貿易港に所在する欧州企業の外国貿易から利益を稼いだり、この種の事業を発展させることを目的としない。かかる企業に対しては古くから存在する為替銀行により銀行事務が既に授与されている。本行は日本自身の国内取引や産業から利益を稼ぎ、この種の業務を発展させることを意図している」と述べる。³⁰⁾ 実際、第三者的な立場から東京駐在のフランス大使は同行の役割を、既存の為替銀行との競争を避け、「日英両国の利益という観点からイギリス資本を日本で運用することを目的とする銀行」とみていたのである。³¹⁾ このように日英銀行は、イギリス資本の対日投資機関としての性格を有したことが明らかである。しかし、日英銀行は為替銀行との競合は避けられたものの、外資輸入において有力な基盤を持つ日本興業銀行との破滅的な競争を余儀なくされ、これがひいては日英銀行の事業の拡大・発展を阻害した。

このことを裏付けるのは、日英銀行日本支店が開業からいち早く、担保付き社債に関する信託業務兼営の免許申請を大蔵省に行い、却下された事実である。³²⁾ 1905年に担保付社債信託法が制定された。これは、英米法にみられた信託の原理を担保付き社債の発行に応用したものであった。同法の制定にともない、有力銀行で信託業務を取り扱うものが増えた。1905年には日本興業銀行と安田銀行にその免許が与えられた。³³⁾ 同法は、第5条で担保付き社債に関する主務官庁の免許を受けることを義務づけていた。³⁴⁾ その後1908年に免許は第百銀行に与えられるが、日英銀行は外国銀行の性格故にか、信託業務兼営が容易に認可されなかった。

(3) 営業活動の歴史

日英銀行の営業状態を『銀行家雑誌』、『エコノミスト』誌、『銀行家年鑑』のようなファイナン

(28) *The Anglo-Japanese Gazette*, August 1906, p.21.

(29) 『東京経済雑誌』、53巻1338号、34-35頁(1906年5月26日)。

(30) *The Anglo-Japanese Gazette*, February 1908, p.21.

(31) Archives du Ministère des Finances [Paris], F30-377, Harmand à L. Bourgeois, 16 mai 1906.

(32) 『銀行通信録』、43巻256号、235頁(1907年2月15日)。

(33) 『三井信託銀行三十年史』(東京、1955年)、1-14頁。

(34) 『東京経済雑誌』、50巻1272号、216頁(1905年2月11日)。池田寅次郎『担保付社債信託法論』(東京、明治42年)194-95頁。

シアル・プレスから追跡することは、ロンドン手形交換所加盟銀行のその如くは容易ではない。日英銀行のような弱小の英系海外銀行は、株主総会の報告が毎年掲載されなかったし、その営業活動も読者の関心を強く喚起しなかったと思われる。³⁵⁾第1表と第2表は、『エコノミスト』誌から捕捉可能な、1906年、1910年、1911年、1912年、1913年の貸借対照表と損益計算書である。第3表は、名称変更に至る直前の1912年10月の時点をとらえ、他の英系海外銀行7行と幾つかの財務数値を比較したものである。

以上から第1に明らかになることは、預金の絶対額および債務に占めるその比重が異常に低いことである。マーチャント・バンクと異なり、株式銀行の主たる資金源泉となるのは預金であった。業務用の資金源泉を預金に依存できなかった日英銀行は、株式銀行や他の英系海外銀行と比較すれば、営業条件が不利であった。このため同行の主要業務は、日本国内における貸付や外国手形の割引ではなく、コミッション目当ての社債や地方公共団体公債の発行へと傾斜して行った。このことは、貸付額と手形割引額を預金額で除した預貸率の低さから裏付けられよう。この点で、貿易金融に活躍したロンドン・ブラジル銀行や南アメリカ英国銀行の営業振りとは著しく対照的である。すなわち、預金額も少なく、貸付や手形割引も少ないというのが日英銀行の営業状態であった。もしこれをサウンド・バンキングと呼ぶのであれば、その通りであろうが、当然にも稼ぐ利益も少ないわけである。ただ、残念ながら損益計算書の利益源を具体的に明らかにすることが資料的に不可能である。

第2に、投資額の資産に占める比率の高さである。日英銀行は、集めた資金の運用に苦慮したと思われる。後に述べるごとく、この理由は日本国内における貸付や公社債発行先を確保することが困難だったために、資金を主としてロンドン金融市場で各種の債券や株式を購入して運用したためと考えられる。日英銀行は、適切な事業分野を確保できなかった。このため、資金の流動性が安全に保たれてはいたが、高い収益性を確保できなかったのである。資本金で同規模の英系海外銀行であるイオニアン銀行やルーマニア銀行の1908年から1910年の実績と比較して日英銀行の利益額の少なさが目立っている。³⁶⁾これでは、日英銀行にとっては株式が無配となるのも当然であった。

1906年8月18日に開かれた株主の集まり (statutory meeting) でパーシヴァル頭取は、日露戦争後の日本における企業設立や株式取引の投機的なブームに惑わされることなく、「健全かつ永続的な事業を基礎とし」、危険な事業を避けるように最大限の注意を払うという取締役会および総支配人のサウンド・バンキングに固執する営業政策を明らかにした。³⁷⁾とはいえ、日英銀行の評判

³⁵⁾ Company Registration Office あるいは Public Record Office の B T 51 の会社登記文書から設立時の財務数値、取締役名簿、株主名簿、定款などが判明するであろうが、本稿では上記の資料は利用されていない。

³⁶⁾ *The Investors' Guardian*, 20 May 1911, p.647.

³⁷⁾ 以下のパーシヴァル頭取の発言は、*The Anglo-Japanese Gazette*, August 1906, pp.20-21による。

は、シティでは芳しいものではなかった。創設後間もなく日英銀行総支配人のティラーは、ロンドン・シティ・ミッドランドの執行取締役ホールデン (E. H. Holden) に面会を求め、同行の組織や業務内容を説明するとともに、日英銀行日本支店からロンドンのロンドン・シティ・ミッドランド銀行に宛てた電信支払システムを確立したい旨を申し入れが、ホールデンは自行が引き受けるべきビジネスではないと、これを拒絶するのである。³⁸⁾

日露戦争時に発行された巨額の政府外債は、欧米投資家の注目を集めるところとなっていた。政府外債は、1906年当時から早期の借換が噂されていた。しかも日本の債券発行は、政府債にとどまらず地方公共団体債や社債にまで、その範囲を広げようとしていた。外国投資家ばかりではなく、日本政府も日本国内および勢力圏に入りつつあった朝鮮や旧「満州」の工業化に役立てるべく、低利の外国資金の輸入を考えたのであった。このため、元老井上馨は、日本興業銀行を外資導入の専門機関に改組すべく、既に1905年に日本政府特派財務委員であった高橋是清に命じて、マーチャント・バンクの老舗ベアリング商会や日本の債券発行の有力株式仲買商パンミュア・ゴードン商会と証券発行に関する日本興業銀行との代理店契約を交渉させていた。代理店に関する仮契約はパンミュア・ゴードン商会と1905年10月23日に締結され、日本興業銀行は、ここにロンドン市場に於ける証券発行の有力な足掛かりをつかんだのであった。³⁹⁾

高橋是清は、ロンドンの記者団を前にした1906年11月の会見で、1904年と同5年の発行によってもはや限度に達した政府債に替わって、地方公共団体や会社の外債が今後発行される可能性を強調した。⁴⁰⁾ 赤字基調の貿易収支の決済のために正貨の獲得が急務であった。このため日本政府は、政府債に替わり地方公共団体債や社債の発行を意図したのであった。日露戦争の外債の発行から発行銀行が極めて多額の利益を獲得した事実は、シティの金融業者の耳目に新しいところでもあった。日英銀行は、このような状況下で、発行コミッションを利益の目途として地方公共団体や民間会社の外債発行業務に着目したのであった。⁴¹⁾

外債発行業務に乗り出そうとした日英銀行の前に大きく立ち塞がったのが日本興業銀行であった。地方官会議における阪谷芳郎蔵相、原敬内相の発言およびその後の政府高官の意向は、「民間の外資輸入者が海外市場の事情に通ぜざる為不覚の不利に陥るが如き愚を避けて可成興業銀行に依るの得策に出でしめんとするに決せりといふに過ぎずして興銀を通ずるに非ずんば外資の輸入を禁ずといふが如き極端なる論に非ざるは勿論なり」⁴²⁾ というものであった。しかし、在日外国商人や英国領事は、外債の発行業務を日本興業銀行に一手に独占させようという日本政府の「行

(38) Midland Bank Archives, ACC/26/6, Holden's Diary, 17 July 1906.

(39) この点詳細は、Suzuki, *op. cit.*, chapter 8を参照されたい。

(40) *Financial Review of Reviews*, no. 13 (1906), p.333.

(41) 「日英銀行及日英金融会社等の成立せんには此等の手を経て輸入せらるる外資の少からざるべきは自然の勢なるべし」(『中外商業新報』、1906年5月24日)。

(42) 同上。また、地方外債条件については、同、5月29日号を参照。

政指導」=私的取引に対する不当な干渉を大いに警戒した。現に、在日イギリス領事報告書は、この問題に対して、「日本政府当局者は、もし外国人の投資が日本興業銀行を通じて行なわれないのであるのなら、かかる投資を妨げようと意図している模様である」と述べている。⁴³⁾ 日本政府は、明らかに日本興業銀行を通じて外資の輸入を行い、外国金融業者によるそれを規制しようと考えていた。その後1906年8月21日に日本政府は、(1)外資の輸入（あるいは外国での社債発行）を意図する地方公共団体や会社は政府と協議すること、(2)外資輸入に最もふさわしい金融機関である日本興業銀行が常に外資輸入を仲介すべきである、という閣議決定を行ったのであった。⁴⁴⁾

さて、パーシヴァル頭取の株主集会における説明を続けると次のようである。彼は、先の日本興業銀行による外債発行の独占を危惧する在日英国領事報告書を根拠の無いものとして退ける。大蔵大臣が地方公共団体が外国で借入をなす際には日本興業銀行に相談するように助言したにすぎない、とパーシヴァル頭取はこの問題を理解する。彼は、日英銀行の取締役が日本において多くの地方公共団体から公債発行などの金融上の取引の申し込みを受けている事実を株主に紹介した。さらに、日英銀行の目論見書の発行時に、日本における影響力を有する人々から株式への応募があったことを披露する。こうしてパーシヴァル頭取は、日英銀行の事業上の見通しが有望なものであり、「日本における急速な商業活動の増大にともない、健全かつ利益のあがる事業が行なわれるであろう」という取締役会の楽観的な見通しを述べたのであった。⁴⁵⁾

1906年12月に至り、日英銀行取締役会は横浜に日本支店が無事設置されたことを報じるとともに、日本国内の銀行に富豊かな資金が遊休しており、産業界は低利で資金調達が可能であると株主に説明した。⁴⁶⁾ この認識は、産業界が国内の高利の資本の借入を避け、低利の外資輸入を求めたという日露戦争前の経済状態とその後のそれとが大きく変化したことを如実に示すものであった。すなわち、このことはイギリス資本の投資の仲介という日英銀行の設立目的の一つが失われたことを意味した。このため、取締役会は融資業務に於ける有望な展望を直ちに予測することが困難であるという考えを示した。現に、英日金融会社 (British & Japanese Finance Corporation) のマッカーレン (Malcolm McEacharn) 社長は、将来の事業の展望に悲観して同社の解散を決定したほどであった。⁴⁷⁾ このような状況で、1907年5月に開催された最初の株主総会で、取締役

(43) British Consular Report, Annual Series No. 3377, Report on the Trade of Japan for the Year 1905 by Mr. Crowe, p.37.

(44) 大蔵省編纂『明治大正財政史』、第12巻 (東京、1937年)、237頁。かかる外資輸入規制の考えは、目賀田種太郎の1902年の献策に源を発している (大蔵省保存文庫、目賀田種太郎文書、9-5、1902年5月9日)。政府が地方公共団体や会社の外資輸入の監督を明確に意図したことは、『中外商業新報』、1906年5月13日号参照。

(45) 日英銀行は、この領事報告書に対して日本に関係を有するイギリスの金融機関の利益に反すると抗議した (Public Record Office, FO371/86, A. H. King to Foreign Office, 26 July 1906)。

(46) 1906年12月にはバンク・レートは6%で日本の公定歩合は6.6%と、以前の大きな格差がなくなっていた (J. Clapham, *The Bank of England*, vol. 2 [Cambridge, 1944], appendix b; 日本銀行百年史編纂委員会『日本銀行100年史』、資料編 [東京、1986年]、426頁)。

(47) *The Anglo-Japanese Gazette*, December 1906, p.92.

達は創設以来7カ月の業績として、2,725ポンドの欠損が生じたことを報告した。日英銀行創設以前から、先行する金融機関により十分な東洋向けの貿易金融のビジネスが既に行なわれていたことを考慮すれば、日英銀行の業績に対して過大な期待を持たないというのが取締役会の一致した見通しであった。⁴⁸⁾

日露戦争後に叢生をみる投資仲介会社の多くは、資本の輸出の際の日英両国間の利子率の格差から利益を得ようとしたり、あるいは債券発行のコミッション稼ぎを目的とするところにその主たる動機があった。これに対して、既に述べたように日英銀行の営業政策は投機的な取引を徹底的に排し、あくまで健全な取引にもとづくサウンド・バンキングを目指すところにあった。取締役会は、できるだけリスクを冒すこともなく銀行の資産を保全することを考えた。当然にも健全な取引先をいかに確保するのが大きな問題となった。1908年に至り、頭取パーシヴァルは、「日本の地元の企業や産業で資本を用立てる上で、大きな収益をもたらす分野が存在する」と考え、自ら事業視察旅行として日本に赴いた。彼は日本の取締役会の構成員や顧問の渋沢と面会することで、彼らの産業界や日本政府への影響力を利用して日本国内の融資先の開拓を目論んだものと思われる。⁴⁹⁾ 積極的な営業政策は、同年に於ける東京支店と上海支店の開業にも反映している。

とはいえ、日英銀行のかかる果敢な事業開拓の動きは直ちに功を奏さなかった。1908年の第2回の株主総会に於て、わずか900ポンドの利益が報告され、依然株式に対する無配状態が継続したからである。パーシヴァル頭取は、日本に於ける自行の業務展開の障害となっている原因を、1) 銀行創設時にみられた投機的なブームへの警戒感が人々の間に依然根強いこと、2) 日本政府の外資輸入に対する「アンフェアな規制」に求める。彼は、日本政府の日英銀行の営業に対する態度から判断する限り、同行が日英同盟の商業的な成果として、あるいは日本の産業的な発展に貢献したというイギリスの資本家や商人の願望の具体的な現れとして末にとらえられてはならず、日本では実際には歓迎されていないことを認める。ここでパーシヴァルが槍玉に挙げるのは、日本興業銀行に対する日本政府の特別の保護である。彼は言う「公的なコントロールの下に特別の銀行を保護することにより、外資輸入のチャンネルをもっぱら独占しようという試みが日本では行われている」と。⁵⁰⁾ 地方公共団体や民間会社の外資輸入業務から外国金融機関を排除し、もっぱら日本興業銀行や政府の後押しする、いわばナショナル・プロジェクトとしての日仏銀行の如き合弁銀行にそれを行わせようとした日本政府の政策は、外国金融業者の反発を惹起し多大の軋轢を生んだのであった。

1909年の第3回株主総会に至り、10,900ポンドが利益として計上され、日英銀行経営がようやく軌道に乗ったことが明らかになったが、株主への配当は無配が続いた。パーシヴァル頭取は、日

(48) *Ibid.*, April 1907, p.169; *The Economist* [Banking Supplement], May 18 1907, pp.23-24.

(49) *The Anglo-Japanese Gazette*, February 1908, p.21.

(50) *Ibid.*, July 1908, pp.100-101.

本において投機の時代が終焉を遂げ、健全かつ利益を期待できるビジネスが今後は期待できると述べた。⁵¹⁾ 日本経済は、1907年から同8年にかけての時期に日露戦争後の反動恐慌を経験していた。1910年東京支店が仮店舗から本格的な建物で営業を開始するが、⁵²⁾ 日英銀行は適切な融資対象を十分に確保することができず、その後も不活発な事業活動の状態を続けることになった。

(4) 結末

日英銀行の経営に一大転機が訪れるのは、1911年の第5回株主総会以降である。この年度は、前年に比して当期純利益の減少が見られた。日英銀行は、内国債の5%から4%への借換、大阪市5%外債の発行、第2回・3回国庫証券の償還等の業務に関与したが、パーシヴァル頭取は、日本に於ける景気の回復を期待しながらも、日英銀行の将来の事業展開に憂慮する見通し述べた。彼は、利子率に関する限り日本では資金は安価であり、かつてのように高収益で資金を日本国内で運用することができないと考えていたのである。⁵³⁾ かくて日英銀行は、専ら日本市場を対象とした経営政策の抜本的な見直しを迫られたのである。

かかる動きが明らかになるのは、翌1912年の第6回株主総会である。日英銀行の利益は、わずかではあるが着実に増加していた。パーシヴァル頭取は、この理由を新たに欧州大陸との取引開始により債券取引や為替業務が増加したことから説明した。さらに彼は、シティの強力な金融グループであるセイント・ディヴィッツ卿 (Lord St Davids) の一党の関係するトラスト会社が日英銀行の株主に加わり、日英銀行の経営権を獲得したことを公表した。⁵⁴⁾ セイント・ディヴィッツ卿 (本名 John Wynford Philipps) は、投資信託会社を基盤とした投資グループ (investment group) を形成した、当時のイギリス金融界の大立者であった。彼は、1890年代以来多くの投資信託会社 (例えば Government Stocks & Other Securities Investment Co., Omunium Investment Co., Premier Investment, Consolidated Trust) の経営に関与し、主に海運、南米 (コスタリカとアルゼンチン) の鉄道会社、セメント会社 (Associated Portland Cement) に深い利害を有していた。⁵⁵⁾

投資信託会社による日英銀行の経営への参加、いわば新しい血の注入は当然にも同行の経営姿勢を大きく変えることになった。セイント・ディヴィッツ卿の投資グループを代表して、パーシヴ

(51) *The Economist*, 29 May 1909, pp.1141-42.

(52) *Ibid.*, 28 May 1910, p.1198.

(53) *Ibid.*, 27 May 1911, p.1144.

(54) *Ibid.*, 1 June 1912, p.1262.

(55) *Dictionary of Business Biography* (London, 1984-86) と *Dictionary of National Biography* (London, 1931-1949) の Philipps, John Wynford の項目参照。L. R. Robinson, *British Investment Trusts* (U. S. Department of Commerce, Supplement to Commerce Reports, Trade Information Bulletin, no. 88 Finance & Investment Division [16 April 1923]) in Mira Wilkins (ed.) *European Foreign Investments as seen by the U. S. Department of Commerce* (New York, 1977), pp.33-4.

アルに替わりロジャー (A. F. P. Roger) が頭取に就任した。1913年5月31日に開催された第7回の株主総会に於いて、ロジャー新頭取は次の点を確認した。すなわち、創設以来の日英銀行の経営を悩ませた、日本に於ける異常とも思える低利の状態は終わりを遂げつつあったが、そこで経験した困難とは、日本における事業の展開が日本人の助言に大いに依拠せざるを得ず、このためイギリス人による日英銀行の経営のコントロールをある程度は断念せねばならないということであった。このように彼は、イギリス籍の銀行が日本で事業を行う上での経営上の問題点を的確に指摘した。この点に関する認識を欠いたことこそが、同行が健全ではあるが少数の事業しか日本で展開できなかった理由となった。このため新取締役会は、銀行の事業を拡大する目的で、日本や東アジアに事業対象を限定せずに一層広い地域を包括する業務に相応しい名称に日英銀行の行名を変更することが望ましいと考えたのである。

日露戦争期の政府公債の発行そしてその後の借換等で投資家が謳歌した日本証券の活気は、既に失せていた。⁵⁶⁾ 日本への資本輸出は、既に盛時の勢いがなかった。欧米投資家にとって日本市場は投資対象としての魅力を喪失し、ブームは過去のもとなりつつあった。現に1910年には、日本政府4%公債の借換発行が市場で公募額を募集することができず、アンダーライターが23%もの発行額の引き取りを行っていた。⁵⁷⁾ また日本証券の発行仲介に関しても、先発のサミュエル商会 (Marcus Samuel & Co. - Samuel Samuel & Co.) やセール・フレザー商会 (Sale Frazar & Co.) をはじめとして、日本政府に支援された日本興業銀行という手強いライバルが日英銀行には控えていた。これに加えて貿易金融や外国為替の分野では、やはり日本政府の保護を受けた横浜正金銀行やその他の有力英系海外銀行である日英の先発大銀行が存在していた。かかる状況の下で、日英銀行の新経営陣は将来の業務拡張への展望を欠落した日本市場から撤退を決意し、東京での一切の業務の取り扱いをやめた。⁵⁸⁾ 同行が、他の有望な地域の銀行業に活路を見だし、その資本を投資しようと転身を考えてことは、けだし当然のことであった。こうして日英銀行は、1913年8月その名称をロンドン商業銀行 (Commercial Bank of London) ⁵⁹⁾ と変更することを決定した。この段階では、日本の株主は一人も存在しなかったと言われている。⁶⁰⁾ 日英銀行は、若々しい投資のフロンティアを求めて日露戦後に現出した、日本投資ブームに便乗するかのように群生した投資信託会社の投機的な性格をついに払拭できなかったのである。

⁵⁶⁾ イギリスの資本輸出、特に南米への資本輸出には1820年代以来周期性がみられた事実が過去の研究史で確認されている (C. P. Kindleberger, 'Debt Situation of the Developing Countries in Historical Perspective' in S. H. Goodman [ed], *Financing and Risk in Developing Countries* [New York, 1977], pp.3-11)。

⁵⁷⁾ この1910年の日本政府外債の発行に関する詳細は、Suzuki, *op. cit.*, chapter 7を参照されたい。

⁵⁸⁾ 『銀行通信録』、第56巻336号、69頁 (1913年10月12日)。Archives du Ministère des Finances [Paris], F30-377, Ministre des Affaires Etrangères à Ministre des Finances, 15 octobre 1913.

⁵⁹⁾ 同名の銀行が1840年に設立され、1861年にロンドン・ウェストミンスター銀行に吸収されている (L. S. Pressnell and John Orbell, *A Guide to the Historical Records of British Banking* [1985], p.29参照)。

⁶⁰⁾ *Banker's Magazine*, vol. xcvi (1913), pp.138-39.

第1表 日英銀行貸借対照表

Liabilities				
	1906	1910	1911	1912
capital paid up	299115	300000	300000	300000
reserve			10000	25000
current & deposit account	6519	392292	466233	6462
loans against bills				482000
sundry account	29393	1445	983	22940
acceptance			10000	2200
profit & loss		19262	13002	9348
total	335027	712999	800218	847950
Assets				
	1906	1910	1911	1912
cash	19357	28238	15650	16191
loans & advances	132678	89161	137777	84671
bills discounted	67953	30196	22634	55857
bills receivable	12859			25403
investment	25375	508362	568431	616028
acceptance account			10000	2200
office furniture	537	823	816	748
sundry account	28075	10751	4910	6852
preliminary expenses	45468	45468	40000	40000
profit & loss a/c	2725			
total	335027	712999	800218	847950

注：1) £；

2) 1907年、1908年、1909年については記載がない。

出所：The Economist, 1907-1913.

第2表 日英銀行損益計算書

	1906	1910	1911	1912
expense (mangement)	6492	10837	11224	10244
income tax				855
balance (net profit)		10185	9207	11346
gross profit	3767	21022	20431	22445
balance (loss)	2725			
total	6492	21022	20431	22445

注：1) £；

2) 1907年、1908年、1909年については記載がない。

出所：The Economist, 1907-1913.

第3表 英系海外銀行の財務数値の比較

	capital paid up	reserve	undivided profits	notes	accept- ance
Anglo-Foreign Bank	420	173	20		2877
Anglo-Japanese Bank	300	25	9		2
Anglo-South American Bank	1250	983	232		996
Bank of Romania	300	170			
British Bank of South America	750	919	163		
Imperial Bank of Persia	650	210	57	805	
Ionian Bank	486	68	20	296	
London & Brazilian Bank	1000	1100	519		4249
	bills	deposit	total liabilities	dividend (bonus)	
Anglo-Foreign Bank	2	1222	4714	6.07	
Anglo-Japanese Bank	505	6	847	nil	
Anglo-South American Bank	4669	6397	14527	12	
Bank of Romania		951	1421	8.75	
British Bank of South America	5820	9319	16971	17	
Imperial Bank of Persia	559	776	3057	10	
Ionian Bank	94	1911	2875	6	
London & Brazilian Bank	4997	8576	20440	22	

第3表 英系海外銀行の財務数値の比較 (続)

	cash (call)	investment (British)	(others)	advances (total)	discounts
Anglo-Foreign Bank	664	62	195	419	454
Anglo-Japanese Bank	16		616	110	56
Anglo-South American Bank	1647		865	10774	
Bank of Romania	97		51	1273	
British Bank of South America	2784			14058	
Imperial Bank of Persia	934		677	1396	
Ionian Bank	356	123	181	1637	515
London & Brazilian Bank	4150			11822	
		building & sundries	total assets		
Anglo-Foreign Bank		2919	4714		
Anglo-Japanese Bank		50	848		
Anglo-South American Bank		1241	14527		
Bank of Romania			1421		
British Bank of South America		129	16971		
Imperial Bank of Persia		51	3058		
Ionian Bank		63	2875		
London & Brazilian Bank		4468	20440		

注：1) £000；

2) 1912年10月。

出所：The Economist, pp.746-47 (19 October 1912).